

令和2年3月9日

保護者 様

志木市立志木第二中学校
校長 本 荘 真

令和元年度3月の臨時休校に伴う給食費の返金について

春暖の候、保護者の皆様方におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2月28日にご連絡しましたとおり、3月2日（月）から3月26日（木）まで臨時休校になったため、学校給食を提供できなくなりました。

つきましては、3月分の学校給食費の返金を下記のとおり行います。なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、本校教頭までお問い合わせください。

記

1 臨時休校に伴う学校給食費の取扱い

「学校給食費の取り扱いについて」により、学級閉鎖と同様に扱い、返金する。

※ すでに用意した学校給食の食材の支払いのため、学校給食の中止決定から3日分の給食費は返金せず、それ以降について返金する。

2 返金該当日と返金額 ※1日分の給食費 300円

	第1, 2学年	第3学年
給食実施期間 (当初予定)	3月2日（月）～23日（月） 内、卒業式13日（金）を除く	3月2日（月）～6日（金）
返金該当期間	3月5日（木）～23日（月） 内、卒業式13日（金）を除く	3月5日（木）～6日（金）
返金該当日数	11日	2日
返金額	3,300円	600円

3 返金方法

第1, 2学年	3,300円を令和2年度4月給食費支払いに繰り越します。 4月給食費支払い予定額5,000円から3,300円を差引き、4月分の口座引き落とし額を1,700円とします。
第3学年	3/13（金）卒業式で生徒にお渡しします。 (13日欠席の場合は、16～18日の期間に保護者が卒業証書を受取りに来校された際にお渡しします。)